

事業報告

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

道路及び鉄道トンネル、地下駅・地下街等における移動通信サービスの不感対策を実施するため、移動通信用中継施設を整備、維持管理し、これらの施設を移動通信の業務を行う者の利用に供することにより、移動通信サービスの充実を図ることを通じて、一般市民に対する事故や災害発生時の通信確保などの安心・安全の提供、ビジネスや各種社会活動の活発化・効率化の実現に寄与することを目的として取り組みを行った平成 25 年度の事業報告を行う。

I 公益目的事業（公1）

1 電波遮へい対策事業

(1) 電波遮へい対策施設の整備

表－1に示すとおり、平成 25 年度の完了施設数は、中間見直し計画の 645 施設に対して 5 施設増の 650 施設、施設整備費は中間見直し計画 30,751 百万円に対して 3,919 百万円減の 26,832 百万円となった。

なお、施設整備費の中間見直し計画に対する主な差分は、施設管理者との協議等の遅れによる翌年度繰り延べなどによるものである。

表－1 平成 25 年度電波遮へい対策施設数

	当初計画 (参考)	中間見直し 計画 計(A)	平成25年度完了施設数					計(B)	差分 B-A
			新規対策	品質改善	MIMO化	事業者設備追加	その他		
地下鉄等駅間	201	179	150	0	0	10	1	161	-18
道路トンネル	192	194	103	0	0	89	14	206	12
鉄道トンネル	55	113	61	0	0	18	37	116	3
地下駅等	398	122	5	45	19	36	26	131	9
地下街	56	34	0	5	12	4	13	34	0
地下駐車場	3	3	2	0	0	0	0	2	-1
地下駅等 小計	457	159	7	50	31	40	39	167	8
総計	905	645	321	50	31	157	91	650	5

主な取組みは以下のとおり

① 地下鉄等駅間対策

地下鉄等駅間対策の完了施設数は中間見直し計画 179 施設に対し 161 施設、施設整備費は中間見直し計画 9,901 百万円に対して 9,556 百万円となった。

主な取り組みとして、東京臨海高速鉄道、横浜市営地下鉄の全路線、大阪市営地下鉄の全路線及び京都市営地下鉄烏丸線の全区間等、新規対策 150 施設を完成した。なお、施設管理者との施工協議遅れ等により 18 施設が次年度繰り延べとなった。引き続き施設管理者、協力会社などと連携し対策を進めていく。

② 道路トンネル対策

道路トンネル対策の完了施設数は中間見直し計画 194 施設に対し 206 施設、施設整備費は中間見直し計画 4,394 百万円に対して 4,048 百万円となった。

主な取り組みとして、舞鶴若狭自動車道、東九州自動車道等を含む新規対策 103 施設などの工程を実施した。

③ 鉄道トンネル対策

鉄道トンネル対策の完了施設数は中間見直し計画 113 施設に対し 116 施設、施設整備費は中間見直し計画 9,840 百万円に対して 8,081 百万円となった。

主な取り組みとして、山陽新幹線の三原～徳山（本郷トンネル～第 2 玖珂トンネル）間 23 施設、東北新幹線の仙台～一ノ関（第一利府トンネル～真柴トンネル）間 37 施設等を完成した。

④ 地下駅等・地下街・地下駐車場対策

地下駅等対策の完了施設数は中間見直し計画 159 施設に対し 167 施設、施設整備費は中間見直し計画 6,616 百万円に対して 5,147 百万円となった。

主な取り組みとして品質改善（容量分散工程含む）50 施設、MIMO 化（注 1）31 施設等を完成した。

注 1：Multiple-Input and Multiple-Output、無線通信において送信機と受信機の双方で複数のアンテナを使い通信品質を向上させるスマートアンテナ技術の一つ。

(2) 電波遮へい対策施設における設備撤去

設備撤去数は中間見直し計画 1,150 施設に対し 1,030 施設、撤去費用は中間見直し計画 6,771 百万円に対して 6,139 百万円となった。

第二世代用中継設備の撤去は中間見直し計画 1,004 施設に対し 866 施設、撤去費用は中間見直し計画 6,556 百万円に対して 5,922 百万円、その他工程（蓄電池交換、MIMO 化等の装置更改に伴う撤去工事等）の撤去は中間見直し計画 146 施設に対し 164 施設、撤去費用は中間見直し計画 215 百万円に対して 217 百万円となった。

(3) 電波遮へい対策施設の維持管理

地下駅等対策設備、地下鉄等駅間対策設備、高速道路・国道等の道路トンネル対策設備及び新幹線等の鉄道トンネル対策設備など、電波遮へい対策施設の中継設備の管理費支出として、中間見直し計画 11,239 百万円に対して 1,509 百万円減の 9,730 百万円となった。

主な取り組みは以下のとおり

① 対策施設の維持管理

行政財産使用料支出として 2,756 百万円、施設賃借料支出（光ケーブル使用料含む）として 4,207 百万円の中間見直し計画に対し、新設工程での施設管理者側の工程遅延等による行政財産使用料を 172 百万円減の 2,584 百万円、施設賃借料（光ケーブル使用料含む）を 212 百万円減の 3,995 百万円となった。

また、設備の保守及び維持管理のための支出は、中間見直し計画 1,363 百万円に対して 122 百万円減の 1,241 百万円となった。

② 予防保全

空調機 10 件、蓄電池 64 件の劣化に伴う設備の更改、合計 48 百万円を中間見直しにて計上していたが、空調機更改 8 件 27 百万円、蓄電池更改 59 件 15 百万円、合計 42 百万円となった。

③ その他

対策施設別・装置別の故障の発生状況・原因の詳細分析・故障管理に基づき、求められるサービス品質レベルの考え方について、運営委員会の下に設置された保守運

営分科会において、検討・整理を行い、サービス品質目標(SLO)として、サービス中断故障発生時における現地手配から故障復旧まで24時間以内とすることを仮設定した。

2 無線システム普及支援事業

事業を開始した平成17年度から平成22年度までに整備を行い、現在回線提供を行っている380回線の維持・管理のための伝送路整備事業費支出として、中間見直しにて1,077百万円を計画していたが、回線提供先からの要望による伝送路品目変更、固定回線事業者の故障発生に伴う料金返還などを含め147百万円減の930百万円となった。

3 移動通信用鉄塔施設事業

過疎地等における情報格差の是正を目的として設立された公益法人から移動通信サービスの利用に必要な中継設備について受入れた27施設の維持管理を行っている。平成25年度は、土地賃借料、保守・修繕費及び電気料金等の事業活動支出として32百万円を計画していたが、受入れた中継設備のうち第二世代用中継設備を撤去した費用10百万円、鉄塔の発錆状況調査8施設3百万円等を含め4百万円減の28百万円となった。なお、施設の発錆状況調査の結果、緊急補修の必要が無い事を確認した。

II 法人の管理運営

1 法人の運営について

公益社団法人への移行認定を平成25年3月22日に受けた後、平成25年4月1日に公益社団法人移動通信基盤整備協会への移行登記を行い、公益社団法人へ移行した。

また、新法人への移行に伴い必要となる各種行政手続き及び施設管理者等に対する名称変更等の対応は上期に完了した。

公益社団法人として、法令、定款及び規程類等に則って、継続的に公益目的事業を円滑かつ効率的に行うため、決算関連処理の効率化等を目的とし、経理システムの機能改善を実施した。また、契約処理のプロセスのシステム化について経理システムとの連携に向けた現状分析等を行った。

対策施設に関する各種情報の一元化については、管理項目の整理とそれに基づく既存対策施設の情報整備が完了している。中継設備情報については、精度向上のため継続して調査等が必要である。なお、情報の精度を維持するため、対策施設と中継設備の情報および竣工図面等を継続的に管理する枠組みを構築し、情報の追加更新を適正に行うよう改善を図っている。

事務局運営経費などの法人会計については、管理費支出は、事業活動支出として1,052百万円、固定資産取得支出等の投資活動支出として13百万円の合計1,065百万円の中間見直し計画に対し、事務局の体制強化にともなう出向職員の増員による人件費増などにより、事業活動支出1,100百万円、投資活動支出20百万円の合計1,120百万円であった。

Ⅲ 法人の業務の適正を確保するための体制

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第90条5項規定により、一般社団・財団法人法第90条第4項第5号及び一般社団・財団法人法施行規則第14条に規定する、理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制として、本協会の内部統制システムに関する体制の整備を第5回理事会決議（H26.3.20開催）により以下のとおり図っている。

1 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、職員倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を構築している。
- (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告する。
- (3) 監事を窓口とする内部通報制度（監事ホットライン）の利用を促進し、法人における法令・定款違反行為または職員倫理規程の違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (4) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
- (5) 監事は、監事監査規程に基づき、理事会及びその他の重要な会議、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事は、社員総会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令・定款及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）は、法令・定款に従い自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- (3) 理事は、事務処理規則に従い、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、規則・規程等を適切に保存し、管理する。
- (4) 理事及び監事は、必要に応じいつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2) 役員はリスク管理規程に基づき、リスクに関する措置を行うとともに、業務執行会議にリスク管理に関する重要な事項を報告し、業務執行会議は法人のリスク管理の実施について監督する。
- (3) 不測の事態が発生した場合、又はその発生が予測される場合には、代表理事（会長）を室長とする緊急事態対策室を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時理事会を毎事業年度2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (2) 本法人の事業運営に関わる重要事項については、理事会において審議し、その審議を経て執行の決定を行う。
- (3) 理事会の決定に基づく業務執行については、事務処理規則、責任規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
- (4) 理事は、事業計画及び予算について、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保するとともに、予算の進捗状況については、業務執行会議で確認

し、理事会に報告する。

5 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、本協会は事務処理規則に基づき本法人の使用人から、監事スタッフ（監事補助者）を任命するものとする。
- (2) 当該使用人は、職務執行にあたり監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令は受けない。
- (3) 当該使用人の人事考課、異動及び処分については、事務処理規則に基づき監事の同意を要することとする。
- (4) 監事スタッフ（監事補助者）は、業務の執行に関わる役職を兼務しないこととする。

6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事及び使用人は本法人の業務又は事業に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記にかかわらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 監事は、理事会に出席するほか、必要に応じて、その他重要な会議に出席し、本法人の業務執行に関する報告を受けることができる。
- (3) 監査を実効的に行うために、代表理事（会長）、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。